



三重県公報

令和元年7月2日（火）

第 17 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
12	三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	2
告 示			
151	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
152	同件	(同)	3
153	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	3
154	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
公 告			
	土地改良区の解散認可	(農 地 調 整 課)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	5
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	6

規 則

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十二号

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

三重県自然環境保全条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定希少野生動植物種の指定基準)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する種は、条例第十八条第一項に規定する指定希少野生動植物種に含まれないものとする。</p> <p>一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種（同条第六項に規定する特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）又は同法第五条第一項の規定により指定された緊急指定種</p> <p>二 (略)</p> <p>(捕獲等の届出の適用除外)</p> <p>第二十二条 条例第二十条第六項第一号の規則で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学（学校教育法第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育若しくは学術研究又は指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査（条例第十八条第三項の指針に定めるものに限る。）のために捕獲等をするものであること。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(指定希少野生動植物種の指定基準)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する種は、条例第十八条第一項に規定する指定希少野生動植物種に含まれないものとする。</p> <p>一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項の規定により指定された緊急指定種</p> <p>二 (略)</p> <p>(捕獲等の届出の適用除外)</p> <p>第二十二条 条例第二十条第六項第一号の規則で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学（学校教育法第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育若しくは学術研究又は指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査（条例第十八条第三項の指針に定めるものに限る。）のために捕獲等をするものであること（事後に知事に通知したものに限る。）。</p> <p>三・四 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 151 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 13 年 6 月 22 日 第 1 号

- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事理事長 落合 浩美	津市一色町 211 番地

- 3 変更内容

- (1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
田中 芳晴	■■■■■ ■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2412015
池村 和也	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416021
東海 隆成	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2416023
中川 智之	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2416328
長谷 善麿	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421030
米野 靖正	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426040
磯部 真伸	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429332

- (2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
辻 伸幸	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018485
稲垣 博	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018486

三重県告示第 152 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 26 年 7 月 1 日 第 55 号

- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
MRC株式会社	代表取締役 坂 香住	亀山市関町会下 1266 番地 23

- 3 変更内容

農産物検査員の住所の変更

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
坂 好信	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米	K242002487

三重県告示第 153 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和元年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 26 年 7 月 1 日 第 55 号

- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
----	--------	------------

MR C株式会社	代表取締役 坂 香住	亀山市関町会下 1266 番地 23
----------	------------	--------------------

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（もみ、玄米）
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
坂 好信	亀山市関町会下 1266 番地 23	もみ、玄米	K242002487

- 7 登録の更新日
令和元年 6 月 25 日

三重県告示第 154 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）オークワ名張西原店
名張市西原町 2440 番ほか 12 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	藤田 勝幸

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 2 月 20 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,171 ㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	90 台	縦覧による
合 計	90 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	52 台	縦覧による
合 計	52 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	120 m ²	縦覧による
合計	120 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	20.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	8.6 m ³	縦覧による
合計	28.6 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	午前 7 時	午前 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3 箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和元年 6 月 19 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 7 月 2 日から同年 11 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、茅広江土地改良区（松阪市茅原町 2385 番地）の解散を令和元年 5 月 30 日認可しました。

令和元年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 6 月 14 日	いなべ市員弁町下笠田字楠 1774-1 の一部ほか 9 筆	愛知県名古屋南区豊田 2 丁目 13-20 久野 敏子

令和元年 6月14日	松阪市大黒田町字上野 663 ほか1筆ほか	松阪市西町 283-1 創和不動産株式会社 代表取締役 世古政弘
令和元年 6月14日	亀山市和田町字土地元 793-3 ほか15筆及び字和田ノ原 1609 ほか1筆ほか	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林金也
令和元年 6月17日	いなべ市員弁町東一色字一色浦 815 ほか1筆ほか及び字天皇 3217 ほか1筆	桑名市多度町下野代 900 株式会社やまぜんホームズ 代表取締役 前野一馬
令和元年 6月17日	三重郡朝日町大字埋縄字里中 1010-2	四日市市ときわ1丁目1-3 株式会社ブレイナー 代表取締役 近藤英雄
令和元年 6月17日	三重郡菰野町大字菰野字大榎 8893-2	三重郡菰野町大字菰野 2262 アローフィールドB201 田中宏樹
令和元年 6月19日	いなべ市員弁町東一色字一色浦 893-3 ほか9筆及び字天皇 3208 ほか1筆並びに大泉字茨原 936-1 ほか4筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林金也
令和元年 6月20日	伊勢市小俣町新村 322-1 ほか1筆	伊勢市船江3丁目3-16 株式会社伊勢志摩倶楽部 代表取締役 西尾毅
令和元年 6月20日	多気郡明和町大字明星字櫻出 858-1 ほか3筆	伊勢市浦口4丁目1-11 株式会社山野建設 代表取締役 山野稔
令和元年 6月24日	三重郡川越町大字南福崎字大正割 835-3 ほか2筆	三重郡朝日町大字柿 2237-2 片山順毅 片山理兵衛

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和元年7月2日

三重県知事 鈴木英敬

1 受付期間

令和元年7月2日（火）から同月31日（水）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和元年9月4日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック

鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）	
	桑名	川成（一般）	1	
		川越	豊田一色（高齢者・単身可）	1
	四日市		高見ヒルズ（一般）	2（1）
			あこず（高齢者・単身可）	2
			笹川（子育て向）	1
			笹川（高齢者・単身可）	1
			笹川（一般・単身可）	2（1）

北勢 ブロック		笹川（一般）	2（1）
		笹川第二（高齢者）	1
		笹川第二（一般）	1
		河原田（子育て向）	1
		河原田（高齢者・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	2（1）
		高岡山杜の郷（一般）	2（1）
		桜島（高齢者・単身可）	2
		桜島（一般・単身可）	1
		桜島（一般）	1
	亀山	鹿島（一般）	1
中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者・単身可）	3
		一身田（身障者）	1
		一身田（高齢者）	1
		一身田（一般・単身可）	1
		一身田（一般）	1
		神戸（高齢者・単身可）	1
		新町（一般）	1
	伊賀	服部（高齢者・単身可）	1
		服部（一般・単身可）	1
		木根（一般）	1
		カーサ上野（一般）	1
南勢 ブロック	松阪	大黒田（一般・単身可）	1
		五反田（一般）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		上川第二（一般）	2（1）
		エスペラント末広（一般）	1
	伊勢	辻久留（一般）	1
		旭（一般）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 4 年を経過していないこと。
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を 2 人立てること（連帯保証人が 1 人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
